【発行：栄経営労務管理事務所】

*従業員のみなさまへ、労働法令・施策などを分かりやすくお伝えします！*

「介護保険制度」の仕組みを知っておこう！

「家族などの介護」が必要になることに備えて

～なぜ、「介護保険制度」の仕組みを知っておく必要があるか？～

　家族などが高齢により「介護」が必要になったときに備え、**どのような利用の流れになるのかをイメージ**しておきましょう。それは**「介護離職」を避け、仕事と介護を両立できる**ことにもつながっていきます。

理由①

理由②

仕事と介護を両立する「仲間を支える」ため

　普段から「介護」について関心を高めることは、仕事と介護を両立している方の気持ちを支えることにつながります。それは、**自らが仕事と介護を両立することになったとき、職場の周りの人たちに支えてもらう**ことにもつながっていきます。

理由③

「自らが介護を必要とする」ことに備えて

　「介護」は定年退職後の老後に必要となるとは限りません。**在職中でも「介護」が必要になること**も考えられます。がんなどの特定疾病により介護が必要となったときは、４０歳以上の健康保険などの医療保険加入者であれば「介護保険」を利用することができます。

～「介護保険制度」サービス利用の流れ～

　それでは、ご自身やご家族に介護が必要になった場合、どのような利用の流れになるのかを確認します。

①申請する

　介護サービスの利用を希望する方は、**市区町村の窓口**で「要介護（要支援）認定」の申請をします（**地域包括支援センター**などで手続きを代行している場合があります）。

**～「地域包括支援センター」とは？～**

**高齢の家族の生活に関すること、介護のこと、仕事との両立の悩みなど幅広く対応！**

　地域の高齢者が健康で安心して暮らせるように、**保健・医療・福祉の面から総合的に支援するための機関**です。**市区町村に１つ以上設置**されています。**相談・支援は無料**です。

　制度の概要の説明や相談窓口の紹介など、具体的な解決策の提案をします。また、必要であれば関係機関と連携し、介護サービスやさまざまな制度が利用できるよう支援します。

②要介護認定の調査、判定などが行われます

　市区町村の職員などの**認定調査員が自宅を訪問**し、心身の状況について**本人やご家族から聞き取りなどの調査**を行います。また、市区町村から直接、**主治医（かかりつけ医）に医学的見地から、心身の状況について意見書**を作成してもらいます。　認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健・福祉・医療の学識経験者による「介護認定審査会」で審査し、介護が必要とされる**「要介護」「要支援」**かどうかを判定します。

介護が必要な程度が軽度のものから「要支援１」「要支援２」「要介護１」「要介護２」「要介護３」「要介護４」、一番重度なものは「要介護５」となり、**区分に応じた介護サービス（要支援については、介護予防サービス）**を利用することができます。

**～「要介護」とは？「要支援」とは？～**

【裏面】③～⑤へ

　原則として**申請から３０日以内**に、市区町村から認定結果が通知されます。

③認定結果が通知されます

④ケアプランを作成します

　**要介護１～５**と認定された方は、**在宅で介護サービスを利用する場合**、居宅介護支援事業者と契約し、その事業者の**ケアマネジャーに依頼して、利用するサービスを決め、介護サービス計画(ケアプラン)を作成**してもらいます。

施設へ入所を希望する場合は、希望する施設に直接申し込みます。

　要支援１・２と認定された方は、地域包括支援センターで担当職員が介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成します。

ケアプランの作成、市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者とされています。

また、要介護者や要支援者の人が自立した日常生活を営むのに**必要な援助に関する専門的知識・技術を有する**ものとして介護支援専門員証の交付を受けた者とされています。

**～「ケアマネジャー（介護支援専門員）」とは？～**

・人格を否定するような言動（相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む）

・業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う

・他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行う

⑤サービスを利用します

・相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の労働者宛てに送信する

**～主なサービス～**

　ケアプランに基づき**居宅サービス**や**施設サービス**を利用します。負担は、所得に応じ１割～３割です。

**・訪問介護**　ホームヘルパーが、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービス

**・訪問看護**　看護師等が排せつケアなどの日常生活の援助や、医師の指示のもと必要な医療提供を行うサービス

**・福祉用具貸与**日常生活や介護に役立つ福祉用具（車いす、ベッドなど）のレンタルができるサービス

**・通所介護（デイサービス）**　食事・入浴・機能訓練などのサービスを日帰りで提供

**・短期入所生活介護（ショートステイ）**家族の介護負担軽減などを目的に、施設などに短期間宿泊

**・特別養護老人ホーム**常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所

**・介護老人保健施設**自宅で生活を営むことができるようにするための支援が必要な方が入所

～介護をしながら働き続けるためのポイント～　（厚生労働省サイトより）

「両立支援制度」の内容については、勤務先へご確認ください。

●まだ介護を行っていない方

**①介護保険制度・介護サービス、勤務先の「両立支援制度」を把握しておくこと。**

**②介護に直面した時にどこに相談すればよいか、その窓口を知っておくこと。**

●介護に直面したとき

**①「家族等の介護を行っている」ことを職場の上司、同僚、人事部などに早期に伝え、必要に応じて、勤務先の「両立支援制度」を利用する。**

**②介護保険サービスを利用し、自分で「介護をしすぎない」。**

**④ケアマネジャーを信頼し、「何でも相談する」。**

**③介護保険の申請は早めに行い、要介護認定前から調整を開始する。**

**⑤日ごろから「家族や要介護者宅の近所の方々等と良好な関係」を築く。**

**⑥介護を深刻に捉えすぎずに、「自分の時間を確保」する。**

**「介護保険制度」の仕組みを知っておこう！**　発行：栄経営労務管理事務所